

2019/11/06

**御堂筋本町北地区
広告・サインに係る地域ルール
マニュアル（素案）**

1 はじめに

A) 目的（協定第1条）

- 本ルールは、「大阪市景観計画（2017年変更）」（以下、「景観計画」という。）ならびに「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区-Ver.1（2014年1月策定）」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、「大阪市都市景観条例」第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、広告・サインのデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的とする。

B) 対象区域（協定第2条）

- 本協定の対象となる土地の区域は、大阪市中央区の土佐堀通から中央大通までの御堂筋及び御堂筋に面する土地の区域とする。

C) まちづくりの方針（協定第3条）

- 本協定区域内では、広告・サインの設置方法や表示方法の誘導を通じて、歩行者空間におけるわかりやすさとにぎわいを演出するとともに、御堂筋沿道での景観を整えることにより、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしいまちなみの形成を図るものとする。

●にぎわいを演出する

上質なにぎわいを演出するよう、節度のあるデザイン性の高い広告・サインとするとともに、低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保するなど、楽しく快適に歩けるまちなみを創出する。

●分かりやすくする

ビルやテナント名称等は、情報を整理し、目につきやすい場所に効果的に配置するなど、際立ち過ぎず、乱雑な印象を与えないよう、歩行者にとって分かりやすいサインとする。

●景観を整える

人目に付きやすい広告・サインは、ビル意匠と一体的にデザインし、位置や大きさを整えるなど、周辺の建物と調和させ、御堂筋沿道において風格のある整ったまちなみを形成する。

D) 対象行為等（協定第4条）

- 本協定を適用する対象となる広告・サイン（以下、「広告物等」という。）は、建築物等に設置するもの並びに建築物低層部（2階以下。以下同様）の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して掲出するものとする。
- 本協定の協議対象となる行為は、主に民間敷地内において、広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合とする。

E) 設置基準（協定第5条）

- 前条に定める広告物等について、ガイドラインを遵守するとともに、以下の基準を設ける。
- 本基準は、公共空間から沿道の建物内部を含む御堂筋全体としての見え方やまちなみ景観のあり方を踏まえて、別に定める協議やデザイン審査を行ううえでの判断基準をまとめたものである。

2 共通事項

A) 広告物等の意匠等（協定第6条）

- 広告物等の形態や意匠、設置位置等は、御堂筋沿道など周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- 集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを揃え、まちなみとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。

【既往の規定】

<ガイドライン（2.6.3）>

- 情報伝達手段である広告やサインは必然的に人目に付きやすいものであることが求められるが、その手段が色遣いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまうと、またその行為が近隣で反復されるようなことになると、逆に必要な情報がうまく伝わらなかったり、乱雑な景観につながったりすることがある。
- 広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができる。デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目に付きやすくする、という発想に立ち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力して作っていきけるよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫する。



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。



切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

<ガイドライン（2.6.1）>

- 低層部では広告・サインを積極的に許容

【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区※）>

- 地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。
- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格のある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。
- 壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。
- 広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。
 - 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。
 - 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。



建物の装飾と一体化したデザイン



植栽ポットをあしらったデザイン



まちなみを演出するデザイン

※御堂筋デザインガイドライン対象区域を除く、御堂筋及び御堂筋に面する敷地（区間／大阪駅前～土佐堀通）に関する基準を記載
他の重点届出区域（中之島地区に面する建築物・土佐堀通地区）と重複する敷地は、双方の基準を参照する

B) 広告物等の意匠等〈色彩・形態等について〉（協定第6条）

- 掲出数や情報量を抑えるとともに、直接的、過剰な表現を避ける。
- 色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える。

【既往の規定】

〈ガイドライン（2.2.3）〉

- （低層部は）中高層部とは異なり自由な色使いを許容するが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮すること。

p

〈ガイドライン（2.2.4）〉

- チェーン店等（例えばコンビニエンスストアやファーストフード店など）については、視認性を高めるとともに一目でそれとわかるよう地域性に関わらずファサードデザインを共通にしたり、広告・サインを大きくしたり、明度・彩度（差）の大きい色を使用したりしている例が見られる。チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗デザインとなるよう例えば次のようなことに配慮すること。

- 使用する色の明度・彩度を抑える。
- サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす
- 企業カラーの掲出範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみに合わせて変更する



まちなみに配慮し、日よけテント型のサインを採用しているコンビニエンスストアの例。テントの色は、企業カラーの明度・彩度も落としています。



オフィスビルの意匠にあわせ企業カラーを抑える、切文字型のサインを採用する、窓面広告を掲示しない等の配慮をしているコンビニエンスストアの例。

〈ガイドライン（2.6.1）〉

- 標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。

【準用されているもの】

〈景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）〉

- 広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。
 - 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。
 - 文字は、切り文字や箱文字とする。
 - 地色は、壁面と同系色とする。
 - 高彩度の利用を抑える。
 - 人物、キャラクターの意匠は使用しない。
 - 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。

<補足／景観読本（ii-19）>

- 建築物の外観意匠との調和に配慮して、切り文字や箱文字を配置する。
- 同系色の色彩を使用し、高彩度の色彩を抑えた色彩とすることで、建築物のデザインと調和するよう配慮する。
- 同系色の利用について、同類の色相で、彩度や明度の差が開きすぎないように努める。（※）

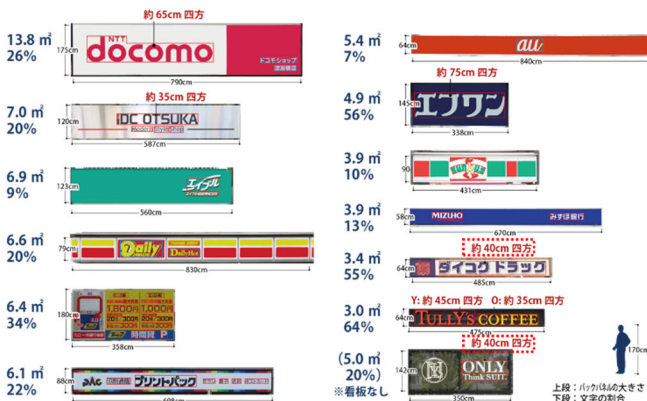
※ 付記として、“配色の工夫については「色彩に係る基準」を参照して検討する”との記載があり、現状、市では本ルールを準用して指導している。

【参照】「色彩に係る基準」※景観計画（建築物・工作物における景観形成基準／御堂筋地区）

- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。
- 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。
- 色彩は彩度6以下とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）
- 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付け面積の5分の1未満とする。
- アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。

- 屋外広告物の色彩・形態については、ガイドラインおよび景観計画における記載内容の趣旨を踏まえ、本マニュアルにおいて具体的な目安（大きさの数値、彩度等の数字）を示しながら、一定の基準をもって運用していくことを検討する。
- 具体的な目安としては、良質なデザインとすることを前提に、次のような基準を検討する。
 - ビル本体の素材感を失わない切り文字を基本とする。
 - 低層部に設けるものの一文字の大きさは40cm四方以下を基本とする。
 - やむを得ずバックパネル等を設ける場合は10㎡以下を基本とする。
 - 圧迫感が強い高彩度の利用はできるだけ抑えることとし、彩度6を超える色彩を用いる場合は、まちなみの一体感を阻害せず、ヒューマンスケールを越えない面積（2.5㎡以下）を基本とする。

（参考）大きさの制限のめやす | 40cm/文字、バックパネル10㎡



（参考）大きさの制限のめやす | 40cm/文字、バックパネル10㎡



3 広告種別毎の考え方

A) 壁面広告物（協定第7条）

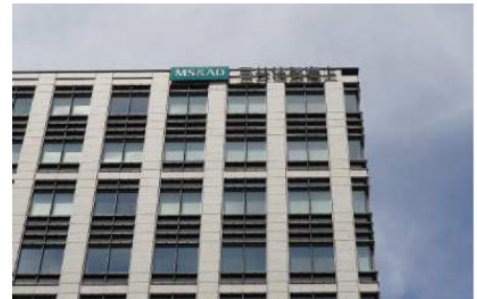
- 自己の氏名、名称、商標、ビル名称、主要な施設や店舗の名称を表示するものとする。
- 周辺建物の掲出方法も参照し、まちなみとしての連続性に配慮する。
- ビル本体の素材感を損なわない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合は、大きさや色彩に配慮する。
- 低層部に複数のテナントを表示する場合は掲出位置を定める又は揃えるなど、統一感や連続性に配慮する。

【既往の規定】

■ 中高層部に関する基準 ■

<ガイドライン（2.6.1）>

- 建築物の名称等を表示するもの。
- 外壁面からの出幅は 30cm 以下。
- 御堂筋に面する建物において、ビル名など更新頻度の少ないものの表示方法は、中長期的に各ビルで揃えていくことをめざし、基壇部の上部に表示することを検討する。



ビル名（オーナー名）をシンプルに基壇部上部に表示している例。

■ 低層部に関する基準 ■

<ガイドライン（2.6.1）>

- 自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。
- 表示面積等の制限は設けない。
- 広告物等の色彩・形態等については、2.共通事項 B) 広告物等の意匠等<色彩・形態等について>（P3、4）の記載を参照する。



掲出位置が揃い、まちなみとしての連続性に配慮された低層部壁面広告の例

【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。
- 建築物の開口が80mを越える建築物については、建築物の開口が80mを越える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。
- 外壁面からの出幅は30cm以内とする。

<補足／景観読本（ii-22）>

- 壁面広告物は、まちなみにぎわい創出のために、低層部に配置する。
- 吊下げタイプの広告物も壁面広告物として取り扱う。掲出する際は、下端の高さに配慮する。

■表示面積の算定方法■

<補足／景観読本（ii-23）>

- 壁面看板については、表示面の枠組の大きさ「縦×横」で算定する面積を表示面積とする。
- 切り文字・箱文字を用いて表示が一体として内容を表示する場合については、文字を囲む外郭線の「縦×横」を表示面積とする。
- ロゴマークについては、その形状にかかわらず、外郭線の「縦×横」を外郭線と見なし、この外郭線の面積を表示面積とする。

B) 突出広告物（協定第8条）

- 店舗等の名称を表示するもの、及び第11条に規定する期間限定広告とする。
- 建築物の低層部に設置し、建築物の外観や店舗デザインとの一体感に配慮する。
- 複数設置する場合は、大きさを揃え、一列に配置するなど、位置や大きさを統一する。

<バナーフラッグに関する基準>

- 歩行者の通行空間や視線に配慮しつつ、適度な数、間隔となるよう連続的に設置する。
- まちなみとしての一体感を持ちつつ、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさ、形状、色彩、素材等に配慮する。



適度な数、間隔で設置されたバナーフラッグ、先端に店舗名称が記載されたオーニングの例

<袖看板に関する基準>

- 設置数を抑えるとともに、設置高さや位置を揃える。
- 突出し幅や表示面積を少なくし、形状やデザインを工夫する。

<オーニングに関する基準>

- 広告を表示する場合、位置は先端部分に限定し、建物名称、テナント名称、ロゴマーク程度の記載を基本とする。
- 歩行者の日よけや雨よけとなるよう、デザインや大きさ、色彩や素材等に配慮する。
- 汚れや色あせ等に対するメンテナンス性にも配慮した素材とする。



まちを彩る袖看板。突出し幅や位置を揃え、連続的に配置されている例

【既往の規定】

<ガイドライン（2.6.1）>

■ 中高層部に関する基準 ■

- 御堂筋に面する建物への設置は不可。御堂筋以外の道路に面する建物への設置は可能とするが、建築物の名称等に限るものとし、広告物の突出幅は、1m以内とする。

■ 低層部に関する基準 ■

- 店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバナーについては設置可。
- 広告物等の色彩・形態等については、2.共通事項 B) 広告物等の意匠等<色彩・形態等について>（P3、4）の記載を参照する。

【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- 歩道への突出幅は、1m以内とする。
- 歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が0.8m以内のものにあっては、2.5m以上とすることができる。

c) ガラス面広告物（協定第9条）

<ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準>

- 形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。
- 切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。



<ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示する広告物等に関する基準>

- 室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。
- 建物ファサード全体での調和に配慮する。
- パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。
- 掲出数や情報量を抑えるとともに、直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
- やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウィンドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。

切文字型の広告物により、建物内の見通しが確保されたガラス面の例



ガラス面の内側に近接して商品と一体的にデザインされた広告物の例

【既往の規定】

<ガイドライン（2.2.2）>

- 壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とする。御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮すること。

■低層部に関する基準■

<ガイドライン（2.6.1）>

- ガラス面利用については、外壁と一体的にデザインされたものは可能とする。
- 広告物等の色彩・形態等については、2.共通事項 B) 広告物等の意匠等<色彩・形態等について>（P3、4）の記載を参照する。

【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外壁と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

（写真は、景観読本 ii -26 に掲載のもの）



ガラス面の外側の設置例

D) 地上広告物（協定第10条）

<案内板・サインに関する基準>

- 建物の入口付近など目につきやすい場所に設置し、歩行者の妨げにならないよう配慮する。
- ヒューマンスケールを越えない大きさとし、建物と調和したデザインとする。
- 施設案内や集合サインなど複数設置する場合は、統一したデザインとする。

【既往の規定】

<ガイドライン（2.6.1）>

- 高さ5m以下。一の表示面積は2.5㎡以下。原則、4以下。
- 地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
- 御堂筋に面する建物において、テナント名などの表示方法は、表示する方法や位置がテナントごとにばらばらになることがないように、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討する（足元に集約して設置するなど）



テナント名を集約して表示している例。

- 良質で統一したデザインとし、一体的かつコンパクトに配置した場合は、1の広告物とみなすことも検討する。

【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- ◆ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。
- ◆ 表示面積は、1面につき5㎡以内とする。
- ◆ 表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を越える場合は、敷地面積の100部の1以内とすることができる。
- ◆ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。

<補足／景観読本（ii-24）>

- 歩道際に置く場合は、歩行者の妨げにならないよう配慮する。



壁面線内側に配置されたテナントサインの例

E) 期間限定広告物（協定第11条）

- 暫定利用やイベント対応時の広告物等については、第5条から第10条に規定する基本的な考え方を踏まえつつ、地域で連携したイベント時など、特に、御堂筋沿道全体としてのにぎわい創出に資する場合は、設置期間等について柔軟に扱うものとする。

【既往の規定】

<ガイドライン（2.6.2）>

- 暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準を緩和することができることとする。

【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区）>

- 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合（※）は、これによるものとする。

<補足／景観読本（ii-26）>

- 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要領」を確認すること。（※）
- 上記要領は、重点届出区域において、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い一時広告物の表示又は掲出に係る協議等に関し必要な事項を定めたものである。設置協議対象地区において、一時広告物を掲出する場合に適用される設置基準が記載されており、一般的な期間限定広告物についてはこれを参照する。（「4. 参考資料」参照。）
- 協定で規定する「地域で連携したイベント」とは「御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱」第5条に定める行為とする。（例：オータムギャラリー等）

F) 点滅又は回転等

【既往の規定】

<ガイドライン (2.6.1) >

- 点滅又は回転等をしないもの。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。

【準用されているもの】

<景観計画（屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区） >

- 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合（※）は、これによるものとする。

<補足／景観読本（ii-26） >

- 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要領」を確認すること。（※）
- 上記要領は、重点届出区域において、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージを用いた表示内容が可変する屋外広告物をいう。）の設置等に係る協議等に関し、必要な事項を定めたものである。設置協議対象地区において、デジタルサイネージを設置する場合に適用される設置基準が記載されている。（「4. 参考資料」参照。）
- 本協定区域においても上記要領を参考とし、御堂筋沿道のにぎわい創出に資するデジタルサイネージの設置等について、地域独自の基準や協議体制など必要な事項を定めていくことで、今後運用が可能となるような方策を検討していくことが重要である。

4 参考資料

※ 大阪市「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要領」

別表第1. デジタルサイネージ設置協議対象地区（第2条関連）

(1) デジタルサイネージを低層部に設置する場合

| デジタルサイネージ 設置協議対象地区名 | 重点届出区域 地区名 | 対象街路 | 対象となる区域 |
|------------------------|---------------|--------------------------------|---|
| 大阪駅周辺 沿道地区 | 御堂筋地区 | 御堂筋（大阪環状線 ～梅田新道交差点） | 北区梅田1丁目、梅田3丁目、角田町、曾根 崎2丁目のうち対象街路に面する敷地 |
| | 四つ橋筋地区 | 四つ橋筋（阪神前交 差点～桜橋交差点） | 北区梅田1丁目、梅田2丁目（2番街区を除 く。）、梅田3丁目のうち対象街路に面する 敷地 |
| 難波駅周辺 沿道地区 | 御堂筋地区 | 御堂筋（道頓堀橋北 詰交差点～難波西口 交差点） | 中央区西心斎橋2丁目5番街区、心斎橋筋2 丁目4番街区、道頓堀1丁目及び2丁目、難 波1丁目～5丁目のうち対象街路に面する敷 地 |

(2) デジタルサイネージを中層部に設置する場合

| デジタルサイネージ 設置協議対象地区名 | 重点届出区域 地区名 | 対象街路 | 対象となる区域 |
|------------------------|---------------|--------------------------------|---|
| 大阪駅周辺 沿道地区 | 御堂筋地区 | 御堂筋（大阪環状線 ～梅田新道交差点） | 北区梅田1丁目13番街区、梅田3丁目1番 街区、角田町8番街区のうち対象街路に面 する敷地 |
| | 四つ橋筋地区 | 四つ橋筋（阪神前交 差点～桜橋交差点） | 北区梅田1丁目8番・13番街区、梅田3丁 目1番街区のうち対象街路に面する敷地 |
| 難波駅周辺 沿道地区 | 御堂筋地区 | 御堂筋（道頓堀橋北 詰交差点～難波西口 交差点） | 中央区難波3丁目8番街区、難波4丁目4 番街区、5丁目1番街区のうち対象街路に面 する敷地 |

別表第2. デジタルサイネージ設置基準（第4条関連）

| | 低層部に設置する場合 | 中層部に設置する場合 |
|-------------------|---|--|
| 前提条件 | <ul style="list-style-type: none"> にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていること。 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていること。 |
| | — | |
| 設置位置、大きさ、形態・意匠の基準 | <ul style="list-style-type: none"> 設置位置は、原則、建築物の1階までとする。（※1） 大きさは原則5㎡以下とする。（※2） 対象街路に面する外壁面への設置及び自立型設置であること。 | <ul style="list-style-type: none"> 原則、高さ31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。 大きさは原則100㎡以下とするが、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定すること。なお、概ね100㎡のものを設置する場合の設置位置は、高さ31m付近に限る。 建築面積200㎡以上の建築物のみ設置可能とし、1棟につき1ヶ所とする。 対象街路に面する外壁面への設置であること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 対象街路に面しない外壁面への設置は不可とする。 壁面に設置する場合は建物と一体的な形態、意匠とする。 | |
| 周辺への影響を抑えるための基準 | <ul style="list-style-type: none"> まちなみを阻害しない色彩とする。（※3） まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※4） 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 不快感を与えない音量、音色とする。 | |
| コンテンツの基準 | <ul style="list-style-type: none"> デザイン性の高いものとする。（※5） 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていること。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供すること。 公序良俗に反しないものとする。 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物については表示を認めない。 | |

（※1）低層部に該当するか否かの判断にあたっては、歩道橋等により歩行者レベルが異なる場合は歩行者レベルを基準とする。

（※2）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。

（※3）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※4）夜間においては周辺状況に配慮すること。

（※5）ニュースや災害時の避難情報等を除き、原則、文字のみの広告物は認めない。

別表第3. 一時広告物掲出基準（第6条関連）

| | |
|-------------------|---|
| 表示又は掲出の期間 | <ul style="list-style-type: none">• 原則、1カ月以内とする。• 表示又は掲出の期間の5倍以上の期間をあけること。 |
| 協議の対象となる大きさ、形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none">• 大阪市景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物• プロジェクションマッピング等の点滅又は動く広告物 |
| 周辺への影響を抑えるための基準 | <ul style="list-style-type: none">• まちなみを阻害しない色彩とする。（※1）• まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※2）• 心身に悪影響を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。• 不快感を与えない音量、音色とする。 |
| コンテンツの基準 | <ul style="list-style-type: none">• にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。• 公序良俗に反しないものとする。• 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。• 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。 |

（※1）プロジェクションマッピング等の場合は、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※2）プロジェクションマッピング等の場合は、夜間においては周辺状況に配慮すること。